

---

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第7、議案第84号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第84号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

詳細は担当課長より申し上げます。

（総務課長 高橋良延君 説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○7番（高柳孝博君） これは、名称だけ変わるというふうに理解しているわけですが、名称を変えるに至った経緯みたいなのがありましたら・・・。

○総務課長（高橋良延君） そこまでの、国の方の地方税法の大本の改正ということで、名称がどういうふうなことで変わったかという理由は、ちょっと、今、手元にはございませんが、あくまでも、国のそういった大本の改正に基づいてやったというような事でございます。その名称がなんで変わったかということは、ちょっと手元にはなかったものですから、申し訳ございません。

○議長（藤井 要君） 他に質疑はございませんか。

○6番（渡辺文彦君） 資料のですね、改正対象条例の所の2番目なんですけど、税外収入ってところがちょっとよくわからないんですけども、これの説明と、基本的に地方税法だから軽自動車税なんかも地方税だと思うんですけど、その辺のことが入っていないで、ここに出ているのは、健康福祉課対象の条例が主になっているわけですけども、何でここだけなのか、その辺がよくわからないんですけど、その辺の説明をお願いいたします。

○総務課長（高橋良延君） 実は、地方税につきましては、地方税法の改正・・・、要するに町の町税条例の改正については、3月に国の方で、条例の指針が示されまして、専決処分で町税条例の、この割合の名称については、改正と言いますか・・・、既に、手続きはしてございます。だもんで、ここのところには、町税条例のところだけは、載っていないということでございます。本来、そここのところと一緒に専決処分をやればというようなことでもあったわ

けですけれども、今回のこの4つの条例についてはこの時期にという形で・・・、させていただいたということでございます。そういったことをご理解いただきたいと思います。まあ、税外収入というところについては、具体的にということはあれなんですけども、当然、町税・・・、今言ったように住民税とか固定資産税そういった以外のものというようなことでもありますので、ちょっと、今、具体的な項目が・・・、何かということは・・・、持ち合わせておりませんが、また、あとで、説明させていただきます。

○議長（藤井 要君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 質疑がないようであります。これにて質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第84号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（藤井 要君） 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---